

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

221

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童福祉施設の実地検査に係る効果的・効率的な運用の見直し

提案団体

宮城県、三重県、広島県、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の実地検査について、対象施設が増加している中、限られた職員数で検査を効果的・効率的に実施し、児童福祉施設の質の向上を図っていくためには、地域の実情に応じた実地検査の実施が必要であると考える。そのため、例えば、過去の監査において指摘がない(少ない)施設や、実施状況を勘案し、施設の運営に大きな問題がない「優良施設」と認められる場合等には、都道府県の判断で弾力的に検査を実施できるよう、実施頻度に関する規定を見直す等運用の改善を図られたい。
※認可外保育施設については、通知により弾力的運用が認められている

具体的な支障事例

「実地検査」を行うべき保育所数も増大する一方、職員の増員等の体制整備は容易ではなく、1施設あたりの監査に充てることができる時間・労力を削減せざるを得ない状況となりつつある。そのため、安全対策、処遇、会計処理の状況等を適切に検査することが難しくなる恐れがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県の判断で「実地検査」の頻度。方法等を設定できるようになれば、優良施設等については、3年に1度の実地検査の実施とするあるいは「安全対策及び処遇と会計にかかる「実施検査」を分け隔年で実施する」等の効率化により生み出した時間を用いて、優良施設とは認められない施設、新規に設置された施設等の実地検査に注力し、より徹底して行うこと等が可能となる。その結果、安全確保、処遇の向上、会計処理の適正化等が実現できる。

優良施設等側から見れば、実地検査を受ける際に必要となる時間・事務量が削減されるため、児童の処遇に充てる時間・事務量等を増やすことができることとなる。

以上により、児童福祉施設全体の質的向上が図られる。

根拠法令等

児童福祉法施行令第38条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、秋田市、新潟市、山口市、愛知県、兵庫県、神戸市、徳島県、松浦市、熊本市、沖縄県

○当市では、保育所・家庭的保育事業等の認可及び年1回以上の実地検査(施設監査)を行っている。対象施設・事業が増加するなか、検査で指摘が多い施設等には年2回以上の実地検査を行っており、職員の負担が増

加している。また、検査対象の施設等から、「指摘が少ない施設と指摘が多い施設が、毎年同一の検査を受けることを見直すべきではないか」との意見も受けている。本市としても、過去の検査で指摘が少なかった施設等は、検査項目を絞ったスポット検査を行い、検査時間の短縮を行う等、検査内容の見直しに努めている。しかし、児童福祉法施行令第35条の4・第38条に「1年に1回以上」の实地検査が義務づけられているため、「1年に1回」の検査頻度は見直すことができない。本市の意見として、各施設等の状況に応じたメリハリある实地検査を行うために、児童福祉法施行令に定められた「1年に1回」の検査頻度の見直しを図りたい。

○本市においても新制度移行後、保育所等の施設は増加傾向にあり、現地にて直接運営状況等を確認することの重要性は認識するものの、限られた人員で全ての施設の实地検査を行うことは難しくつつある状況にある。提案にあるとおり、過去の实地検査において特段問題の見受けられない施設については毎年度ではなく2年あるいは3年に1度の实地検査が認められる等地域の実情に応じた弾力的運用が認められることは、適切な検査を継続していくうえでも必要であるとともに、より重点的な指導を行うことが可能になると考える。

○本市の検査は、現在従来どおり1年に1度の实地検査を行っていますが、施設数の増加、職員体制の状況を考慮した上で、保育園、認定こども園については半日の検査を実施しています。半日での实地検査では検査できる内容に限界が出てきている状況ですので、ご提案にあるように「優良施設」については、実施頻度を見直す等の対応を行うことが必要であると考えます。

○本市においても、認定こども園等の施設数が増加する一方で、実際に監査を行う職員数が不足しているのが現状である。そのため、本市の判断で实地検査の頻度、方法等を設定できるようになれば、職員の1施設あたりの監査に充てる時間を増やすことができ、保育の質の向上に繋がると考えるため、提案に賛同するものである。

○本市においても保育施設数が増加する一方、職員の増員等实地検査体制の整備は容易でないため、施設に対する監査が適切に行うことが難しくなる恐れがある。

○本県においても、实地検査を行う際には、担当職員、対象施設ともに事前準備や当日対応に多大な労力を要している。優良施設等への対応を軽減することにより、担当職員、対象施設ともに業務の効率化が図られると考えられる。

○検査対象保育所数が増加している中、限られた職員数で实地検査を行っているため、都道府県の判断で確認監査と合わせた柔軟な対応ができれば、児童福祉行政全体の質の向上が図られる。

○本県においても、保育所数は年々増加しており、限られた職員で毎年全保育所に対し实地検査を行うことに苦慮している。そのため、1日で2か所(午前、午後)の保育所に实地検査を行っているが、幅広い項目を適切に監査するだけの時間が確保できないことが課題となっている。従って、効果的・効率的な指導監査を行えるよう、地域において弾力的な運用を求める意見には賛成である。

各府省からの第1次回答

保育園等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、保育の受け皿の拡充と同時に「保育の質」の確保・向上が求められており、保育園の保育の質や子どもの安全を確保するため、各都道府県等において毎年1回以上、人員配置基準を満たしているか等について实地監査を行う仕組みとしている。

一方、指導監査の方法については、「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成12年4月25日児発第471号)において、「監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮し弾力的な指導監査を行うこと」としており、現行においても各自治体の判断で、弾力的な運用が可能であることから、本提案は対応済みである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の回答は、監査の実施頻度についても「弾力化」の範疇であるということによろしいか確認したい。提案団体としても、「保育の質」の確保・向上が重要であることに異論は無い。その上で、限られた人的リソースを有効に活用し、「保育の質」の確保・向上を図るためには、監査の実施回数の弾力化が必要、つまり「年に1回の实地監査の実施」を義務づけることが、重点的に監査を実施しなければならない施設の監査に時間を割くことができない等、むしろ「保育の質」の確保・向上を困難にする結果となるとの主張である。全ての施設に対して「年に1回の实地監査」を行わなければ「保育の質」の確保・向上が実現できないと言うのであれば、その根拠、並びに義務づけを廃止した場合の具体的な支障事例を示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【愛知県】

回答記載の局長通知においては、「指導監査の方法については、(中略)弾力的な指導監査を行うこと。」とされている。

しかし、現行の局長通知では、弾力的運用の範囲として実施の頻度まで含まれるか否かが不明確と考えられる。
実地検査を隔年で行う等の弾力的な運用が可能かも含めて、国において解釈通知又はQ&A等を発出していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

監査の実施回数については、児童福祉法施行令により、毎年1回以上、都道府県等による実地検査を行うことが義務づけられており、これを前提に、具体的な監査時期等については各自治体の実情に応じて設定することが可能である。
一方、指導監査に係る事務の効率化は必要と考えており、その方策について今後、検討してまいりたい。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(3)児童福祉法(昭22法164)

(xi)児童福祉施設に対する施設監査(施行令38条に基づく実地検査であつて、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。